

障がい者を初めて雇用したい！

障害者初回雇用奨励金（ファースト・ステップ奨励金）

過去3年間に障がい者を雇用したことがない中小企業（障がい者の雇用義務制度の対象となる50～300人規模）が初めて身体障害者、知的障害者及び精神障害者を雇用した場合に、一定額を支給します！

支給額

対象労働者1人目を雇用した日の翌日から3ヵ月後の日までに法定雇用障害者数以上の障がい者の雇入れを完了させた場合、120万円支給。
短時間労働者は1人を0.5人とみなし、重度身体障害者及び重度知的障害者は1人で2人分（重度身体障害者又は重度知的障害者を短時間労働者として雇い入れる場合は1人分）とみなします。

対象労働者

身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者
（雇入れられた日現在において65歳未満の者に限る。）

ご利用方法

- ・公共職業安定所の紹介により、対象労働者を一般被保険者として雇い入れ、奨励金の支給後も引き続き雇用することが必要です。雇入れ完了日の直後の賃金締切日の翌日から6ヵ月経過後、支給申請。
- ・URL：<http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyou/shougaisha/intro-joseikin.html>

お問い合わせ先

北海道労働局職業安定部職業対策課雇用対策係 TEL 011-738-1053
ハローワーク（公共職業安定所） ※巻末の問合せ先一覧をご覧ください。

障がい者を雇用したい！

障害者トライアル雇用奨励金・障害者短時間トライアル雇用奨励金

就職が困難な障がい者を短期間（原則3か月間）試行的に雇用（トライアル雇用）する場合に、一定額を助成します！

支給額

1 障害者トライアル雇用奨励金

対象労働者1人当たり月額4万円（最大3か月）

ただし、過去3年間に手帳を所持する精神障がい者の雇用経験がない事業主が、初めて精神障がい者を雇用する場合は、月額8万円の支給となります。欠勤等により就労日数が就労予定していた日数より少ない場合は減額支給又は不支給になる場合があります。

2 障害者短時間トライアル雇用奨励金

対象労働者1人当たり月額2万円（最大12か月）

※ 障害者短時間トライアル雇用とは

ハローワークに求職登録している精神障害者・発達障害者を、原則3か月以上12か月以内、週10時間以上20時間未満の雇用契約で雇い入れ、徐々に就労時間を延長し、週20時間以上働くことを目指していきます。

対象労働者

身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者

（雇い入れられた日現在において65歳未満の者に限る。）

ご利用方法

・ハローワークの紹介により対象労働者を障害者トライアル雇用、または障害者短時間トライアル雇用として雇入れることが条件となります。

URL：http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/shougai_trial.html

お問い合わせ先

北海道労働局職業安定部職業対策課雇用対策係 TEL 011-738-1053
ハローワーク（公共職業安定所） ※巻末の問合せ先一覧をご覧ください。

発達障がい者や難治性疾患患者を新たに雇いたい！

発達障害者・難治性疾患患者雇用開発助成金

発達障がい者及び難治性疾患患者を常用労働者として雇い入れ、雇用管理に関する事項を報告する事業主に対し、賃金相当額の一部を助成します！

対象労働者

次のイ又はロに掲げるもの。ただし、身体障害者、知的障害者又は精神障害者である者を除きます。（雇い入れられた日現在において65歳未満の者に限る。）

- イ 医師の診断書等により、発達障害者であることが確認できる者
- ロ 難治性疾患を有する者（障害者総合支援法の対象疾病と同じ）

助成額

- ・短時間労働者以外の者
支給総額 120万円（大企業50万円）
第1期～第4期 各30万円（4回）（大企業は第1期・第2期 各25万円（2回））
- ・短時間労働者（1週間当たりの所定労働時間が20時間以上30時間未満）
支給総額 80万円（大企業30万円）
第1期～第4期 各20万円（4回）（大企業は第1期・第2期 各15万円（2回））

ご利用方法

- ・対象労働者をハローワークの紹介により一般被保険者として雇入れ、助成金支給終了後も引き続き相当期間雇用することが確実であると認められることが必要です。
- ・ハローワーク職員が事業所訪問を行い、雇用管理等の状況を確認及び指導することとなります。
- ・URL：http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/hattatsu_nanchi.html

お問い合わせ先

北海道労働局職業安定部職業対策課雇用対策係（障害担当）Tel. 011-738-1053
ハローワーク（公共職業安定所） ※巻末の問い合わせ先一覧をご覧ください。

障がい者を多数雇用したい！

中小企業障害者多数雇用施設設置等助成金

常用労働者数が300人以下の事業主が、障がい者を多数雇用するための施設・設備等を設置整備する際の費用を助成します！

支給額

対象労働者（短時間労働者を除く）の雇入れ及び施設の設置整備が完了した日の直後の賃金締切日の翌日から起算した6カ月後を支給対象期間の第1期、以後1年ごとに第2期、第3期とし、対象労働者数に応じた次の額を支給します。

（10人以上の雇用で障害者数が全従業員の20%以上であることが必要です）

- ①10人以上14人の雇入れで設置整備に要した費用が
- | | | | |
|------------------|--------------|-------|-------|
| 3000万円以上4500万円未満 | ⇒ 第1期1,000万円 | 第2・3期 | 500万円 |
| 4500万円以上 | ⇒ 第1期1,000万円 | 第2・3期 | 500万円 |
- ②15人以上の雇入れで設置整備に要した費用が
- | | | | |
|------------------|--------------|-------|-------|
| 3000万円以上4500万円未満 | ⇒ 第1期1,000万円 | 第2・3期 | 500万円 |
| 4500万円以上 | ⇒ 第1期1,500万円 | 第2・3期 | 750万円 |

対象労働者

重度身体障害者、知的障害者、精神障害者である常用労働者
（雇入れられた日現在において65歳未満の者に限る。）

ご利用方法

- ①受給資格認定申請：対象障害者の雇入れ、雇入れた障害者の雇用管理の方法、事業所の所在する地域における障害者雇用促進に資する取組に関する計画等を作成し申請書を提出します。（申請期間は7月16日～9月15日または1月16日～3月15日）
- ②雇入れ等の完了：受給資格認定の日の翌日から6カ月以内に対象労働者の雇入れ及び施設の設置整備を完了させます。
- ③支給申請：各支給対象期間の末日から2カ月以内に支給申請書を提出します。
・ URL：http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/shougai_tasuu.html

お問い合わせ先

北海道労働局職業安定部職業対策課雇用対策係 Tel 011-738-1053
ハローワーク（公共職業安定所） ※巻末の問い合わせ先一覧をご覧ください。

障がい者の職場定着を図りたい！

障害者職場定着支援奨励金

障がい者を新たに雇い入れ、職場定着を図るための職場定着支援員による支援を提供する事業主に対して助成します！

取組内容と支給額

1 取り組み内容

精神保健福祉士、社会福祉士、作業療法士、臨床心理士などのほか、特例子会社等において障がい者の指導・援助に関する実務経験が2年以上ある者など、資格・経験等を有する者を職場定着支援員として、雇用、業務委託又は委嘱により、対象労働者である障がい者の雇入れ日から6か月以内に配置し、支援を提供する事業主に支給します。

2 対象労働者

身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、発達障がい者、難治性疾患患者、高次脳機能障害（雇い入れられた日現在において65歳未満の者に限る。）

3 支給期間

対象労働者である障がい者の雇入れ日又は職場支援員の配置日のいずれか遅い日から最初の6か月を第1期として、対象労働者の区分に応じ次のとおり支給期間を定めています。

- ・精神障害者以外 2年間（第1期～第4期）
- ・精神障害者 3年間（第1期～第6期）

4 支給額

- ・職場定着支援員を雇用又は業務委託した場合
対象労働者1人当たり（短時間以外） 月額3万円（中小企業4万円）
対象労働者1人当たり（短時間） 月額1.5万円（中小企業2万円）
- ・職場定着支援員を委嘱した場合
委嘱1回あたり1万円とし、支給対象期間の委嘱回数に1万円を乗じた額
- ・詳しい要件、手続き等については下記までお問い合わせください。

お問い合わせ先

北海道労働局職業安定部職業対策課雇用対策係 Tel. 011-738-1053
ハローワーク（公共職業安定所） ※巻末の問合せ先一覧をご覧ください。

障がい者の職場適応・定着を図りたい！

職場適応援助促進助成金

障がい者の職場適応・定着を図るため、北海道障害者職業センターが作成又は承認する支援計画に基づき、職場適応援助者による計画的な支援を実施する事業主に対して助成します！

訪問型職場適応援助促進助成金

職場適応・定着に課題を抱える障がい者に対して、職場適応援助者に企業を訪問させて支援を行わせる事業主（社会福祉法人等）に対して、助成金を支給します。

- ・ 職場適応援助者の要件
- ・ 訪問型職場適応援助者養成研修又は第1号職場適応援助者養成研修の受講修了者で業務経験が1年以上あるものなど。
- ・ 支給期間：支援計画期間1年8か月（精神障害者は2年8か月）
- ・ 1日の支援時間の合計が4時間未満 8,000円（移動時間含む）
- ・ 1日の支援時間の合計が4時間以上 16,000円（移動時間含む）

企業在籍型職場適応援助促進助成金

職場適応・定着に課題を抱える障がい者に対して、同じ事業主に雇用されている職場適応援助者による支援を行わせる場合に、助成金を支給します。

- ・ 職場適応援助者の要件
- ・ 企業在籍型職場適応援助者養成研修又は第2号職場適応援助者養成研修の受講修了者であるものなど。
- ・ 支給期間：支援計画期間6か月
- ・ 対象労働者1人当たり（短時間以外） 月額6万円（中小企業8万円）
- ・ 対象労働者1人当たり（短時間） 月額3万円（中小企業4万円）

※職場適応援助者養成研修受講料として支給対象事業主が負担した額の1/2を、支給対象期の支給に合わせて助成します。

お問い合わせ先

北海道労働局職業安定部職業対策課雇用対策係 TEL 011-738-1053
ハローワーク（公共職業安定所） ※巻末の問合せ先一覧をご覧ください。